

禁煙外来のご案内

タバコが体に悪いとわかっているのにやめられない・・・

禁煙をしてみたが、イライラして断念した・・・

ニコチン依存症かもしれません

健康保険で、禁煙指導が受けられることをご存知ですか？

一定の条件を満たしていれば、

医療機関で禁煙治療を受ける際、健康保険が利用できるのです。

一定の条件とは

- ① ニコチン依存症診断テスト5点以上であること
- ② 35歳以上でプリンクマン指数が200以上であること
プリンクマン指数 = 「1日の喫煙本数」 × 「喫煙年数」
(35歳未満には②の要件がなくなりました。)
- ③ 直ちに禁煙を始めたいと思っている
- ④ 禁煙治療に同意していること

以上の条件を満たしている必要があります

条件を満たしている場合は、禁煙外来の受診をおすすめ致します。

禁煙治療の流れは、以下の表をご覧ください。

受診時期	治療費の目安(3割負担)		治療内容
	貼り薬の場合	飲み薬の場合	
治療前の問診・診療	無料	無料	禁煙治療のための条件確認
初回治療	3,780円	3,710円	① 診察
再診1	3,170円	3,680円	② 呼気一酸化炭素濃度の測定
再診2	4,550円	5,790円	③ 禁煙実行、継続に向けての医学的アドバイス
再診3	920円	5,790円	④ 禁煙補助薬の処方
再診4		920円	保険診療では、12週間で5回の診察を受ける必要があります。

費用の目安は、医療費の3割を自己負担した場合のおおよその費用です。慢性疾患を患っている場合は、上記金額とは別に費用が発生します。なお、禁煙補助薬を標準的な用法・用量(ニコチンパッチは8週間、チャンピックスは12週間)で使用した場合を想定しております。